

令和元年8月、市役所と区役所の税務部門を 新長田合同庁舎に移転します

移転日（業務開始日） ※3回に分けて順次移転します

- ①令和元年8月13日（火）→市役所本庁・兵庫区の税務部門
- ②令和元年8月19日（月）→東灘・灘・中央・長田区の税務部門
- ③令和元年8月26日（月）→北・須磨・垂水・西区の税務部門

移転後は、

○ 新長田合同庁舎と区役所で、税務サービスを提供します。

【主な税務サービス】

- 納税証明書や所得・課税証明書、固定資産関係証明書などの取得
新長田合同庁舎では、上記の証明書に加えて住宅用家屋証明書の取得や、市内全区分の固定資産の閲覧が可能です。
区役所でも、これまでどおり取得いただけます。
- 市税に関する手続きや相談
新長田合同庁舎では、直接職員にご相談いただけます。
区役所でも、テレビ電話等により、持参いただいた資料を職員と確認・共有しながら手続きや相談ができます。

新長田合同庁舎の所在地等



所在地：神戸市長田区二葉町5丁目1番32号
アクセス：

- ① JR、地下鉄西神・山手線
新長田駅から南へ徒歩約10分
- ② 地下鉄海岸線
駒ヶ林駅から北へ徒歩約2分

マイナンバーカードが便利です

マイナンバーカードをお持ちであれば、所得・課税証明書をコンビニ等で取得できます（本市に住民票がある場合）

庁舎イメージ



移転後のお問い合わせ先

業務内容	担当部署 (日付は開設日です)	電話番号
個人市民税に関すること ・証明発行 ・普通徴収 ・年金からの特別徴収	市民税課 ※1	078-647-9300 ※2
給与からの特別徴収に関すること	特別徴収担当 8/13(火)～	078-647-9401
法人市民税に関すること	法人市民税担当 8/13(火)～	078-647-9398
事業所税・入湯税・市たばこ税に関すること	事業所税担当 8/13(火)～	078-647-9396
軽自動車税に関すること	軽自動車税担当 8/13(火)～	078-647-9399
固定資産税に関すること ・証明発行 ・土地・家屋 ・償却資産	固定資産税課 ※1	078-647-9400 ※2
市税の収納に関すること ・納付および納税相談 ・督促状 ・市税の還付	納税案内センター 8/13(火)～	078-647-9530
市税の口座振替に関すること	納税案内センター (口座担当) 8/13(火)～	078-647-9531
その他のお問い合わせ	神戸市総合コールセンター	078-333-3330

※1 8/13(火)～(兵庫区) 8/19(月)～(東灘・灘・中央・長田区) 8/26(月)～(北・須磨・垂水・西区)

※2 お電話後、自動音声案内が流れます。お問い合わせ内容に応じて担当部署にお繋ぎいたします。

移転に関するQ&A

Q 移転後、各区役所での税務サービスはどのようなのですか？

A 各区の市税事務所は新長田合同庁舎へ移転しますので、新長田合同庁舎で税務サービスをご利用ください。また、各区役所の市税の窓口でもテレビ電話等により手続きや相談ができます。

Q 税証明の発行はどのようなのですか？

A 新長田合同庁舎で発行できます。また、各区役所でもこれまでどおり発行できます。
※マイナンバーカードをお持ちの方は、所得・課税証明書のみコンビニ等で150円で取得できます。ただし、本市に住民票がない場合は発行できません。

Q 市県民税の申告はどのようなのですか？

A 新長田合同庁舎の窓口もしくは郵送で申告できます。また、申告期間中は、各区役所内に設置される申告会場でも申告が可能です(長田および北神区役所を除く)。